

経済産業省
受託調査

中国における専利行政取締りに関する 法制度・適用状況

2016年8月

日本貿易振興機構（JETRO）
東京本部 知的財産課
上海事務所 知識産権部

第一章 専利行政取締りの重要性

1 専利行政取締りの傾向

中国政府発行の通達と中国知識産権局発行の最近数年間の「中国知識産権保護状況白書」の統計データによると、専利権侵害案件の行政取締りが重視されている傾向がある。

①. 中央政府の姿勢

中国国務院は2008年から、以下のおもな通達²を発行し、知的財産権保護を強める姿勢を示した。

国家知識産権 戦略綱要 2008年6月5日	国家知識産権戦略 の実施深化に関する 行動計画 (2014~2020年) 2014年12月10日	新情勢下における 知識産権強国の建設 に関する若干意見 2015年12月22日
---------------------------------	--	--

その中の「新情勢下における知識産権強国の建設に関する若干意見」のおもな内容は以下のとおりである。中国政府が知的財産権保護を厳格に実施する姿勢がうかがわれる。

国务院 新闻 专题 政策 服务 问政 数据 国情

索引号: 000014349/2015-00209 主题分类: 科技、教育\知识产权
发文机关: 国务院 成文日期: 2015年12月18日
标题: 国务院关于加强新形势下加快知识产权强国建设的若干意见 发布日期: 2015年12月22日
发文字号: 国发〔2015〕71号
主题词:

**国务院关于加强新形势下加快
知识产权强国建设的若干意见**
国发〔2015〕71号

对象当局：
各省・自治区・直辖市
人民政府・国务院各部
委・各直属当局

各省、自治区、直辖市人民政府，国务院各部委、各直属机构：

国家知识产权战略实施以来，我国知识产权创造运用水平大幅提高，保护状况明显改善，全社会知识产权意识普遍增强，知识产权工作取得长足进步，对经济社会发展发挥了重

²出典：中国人民政府ウェブサイト <http://www.gov.cn/>

三、实行严格的知识产权保护

(八) 加大知识产权侵权行为惩治力度。推动知识产权保护法治化,发挥司法保护的主导作用,完善行政保护和司法保护两条途径优势互补、有机衔接的知识产权保护模式。提高知识产权侵权法定赔偿上限,针对情节严重的恶意侵权行为实施惩罚性赔偿并由侵权人承担实际发生的合理开支。进一步推进侵犯知识产权行政处罚案件信息公开。完善商标、专利、版权等知识产权执法力度。开展与相关国际组织和境外执法部门的重要解决地,构建更有国际竞争力的开放创新环境。

(九) 加大知识产权犯罪打击力度。依法严厉打击侵犯知识产权行政法与刑事司法衔接,加大涉嫌犯罪案件移交工作力度。加大案件侦办力度。加强与有关国际组织和国家间打击知识产权犯罪行为。

(十) 建立健全知识产权保护预警防范机制。将故意侵犯知识产权人才交流和技术合作中的商业秘密保护。开展知识产权保护社会关知识产权保护状况报告。加强大型专业化市场知识产权管理和物联网等信息技术,加强在线创意、研发成果的知识产权保护,提升管的创新创业和营商环境。

(十一) 加强新业态新领域创新成果的知识产权保护。完善相关法律制度。适时做好地理标志立法工作。研究完善商业模式和大数据等领域的知识产权保护规则研究,推动完善相关法律法规。

(十二) 规制知识产权滥用行为。完善规制知识产权滥用行为查处滥用知识产权排除和限制竞争等垄断行为。完善标准必要专利

おもな内容：

第三章 知的財産権保護の厳格な実行

- 知財権侵害行為への懲罰の度合いを高めること
- 知財犯罪への取締りの度合いを高めること
- 知財保護体制の確立
- 新業態、新領域における創造革新成果に関する知財保護の強化
- 知財権濫用行為の規制（独禁法関連）

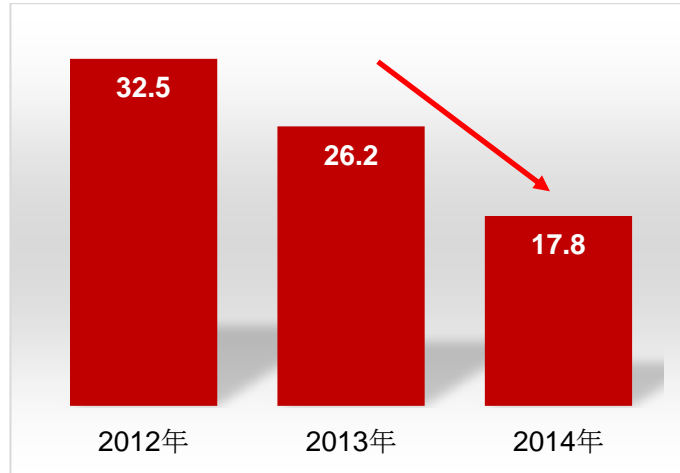
②. 統計から見る侵害対策の現状

中国知識産権局発行の「中国知識産権保護状況白書」の統計データによると、工商局の取締案件が減少する一方、知識産権局による専利権に関する案件が2012年から急増して来たことがわる。関連データは以下のとおり。

A. 行政機関による取締り総件数³

行政機関による侵害事件取締り総件数は減少傾向にある。

図1 全国行政機関の取締り件数（単位：万件）



³出典：中国知識産権局発行の各年「中国知識産権保護状況白書」
<http://www.sipo.gov.cn/gk/zscqbps>

図2 工商局の取締り件数（単位：件）

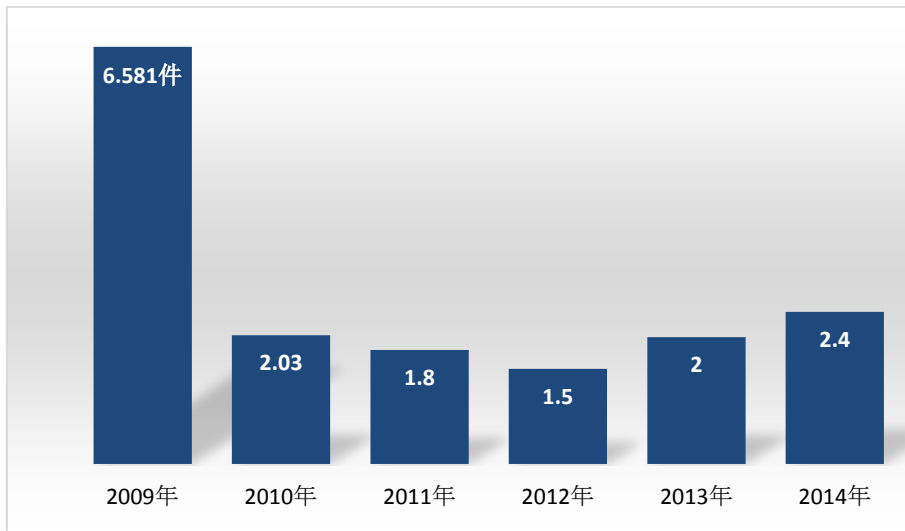


2015年は2.39万件（6月末まで）

B. 税関行政取締り件数⁴

税関による侵害事件摘発件数は横ばい状態で、大きな変動はない。

図3 税関行政取締り件数（単位：万件）



⁴ 出典：中国知識産権局発行の各年「中国知識産権保護状況白書」
<http://www.sipo.gov.cn/gk/zscqbps/>

C. 刑事取締り件数⁵

刑事取締り案件数は14年度の実績が前年より低いですが、裁判所の知財刑事案件結審件数がやや増えている。

図4 全国公安による摘発件数（単位：件）

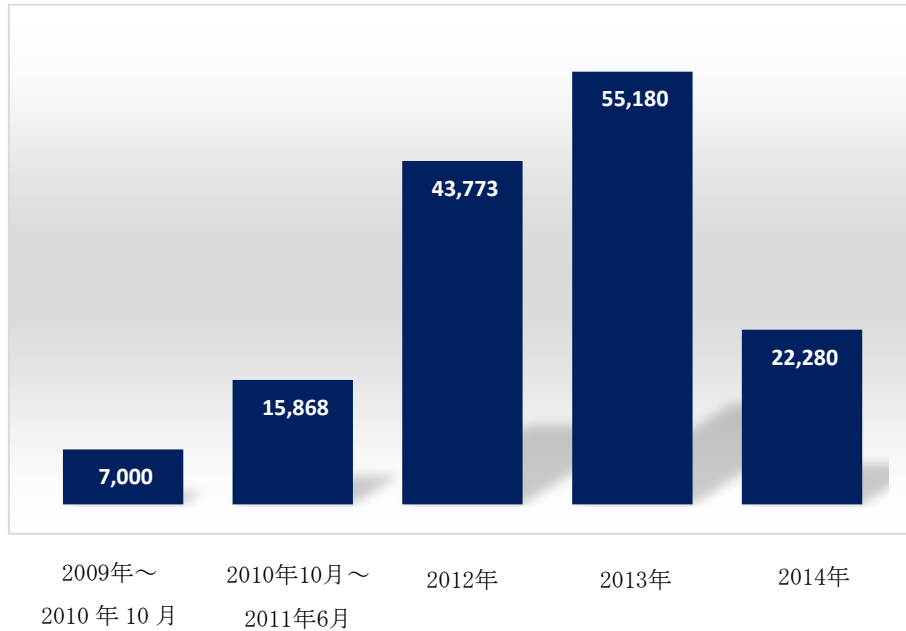
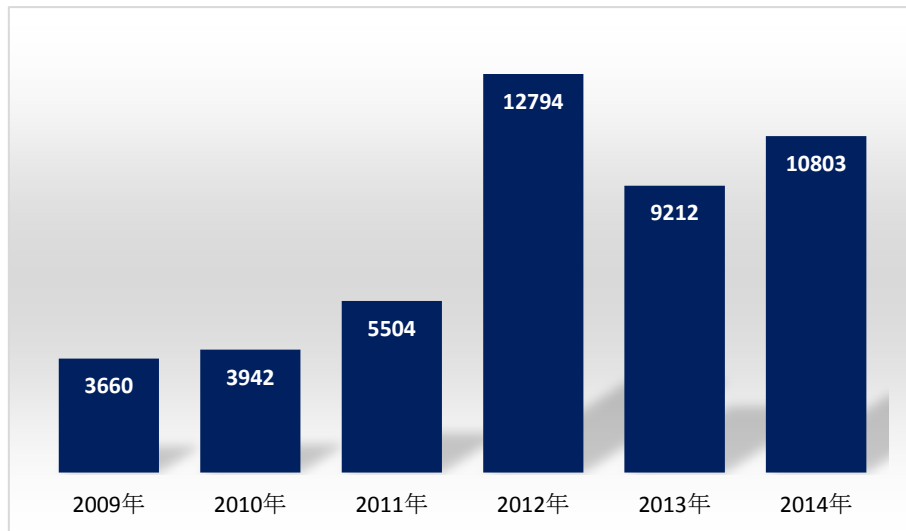


図5 裁判所の知財刑事案件結審件数（単位：件）



⁵ 出典：中国知識産権局発行の各年「中国知識産権保護状況白書」
<http://www.sipo.gov.cn/gk/zscqbps/>

D. 専利行政取締り件数⁶

全国知識産権局の専利権侵害紛争案件取締り件数は2011年の専利行政法執行弁法の施行に伴い、毎年倍増している。そして、改正専利行政法執行弁法が2015年7月1日に施行されたことで、これからも増加すると思われる。

図6 全国知識産権局の受理件数（単位：件）

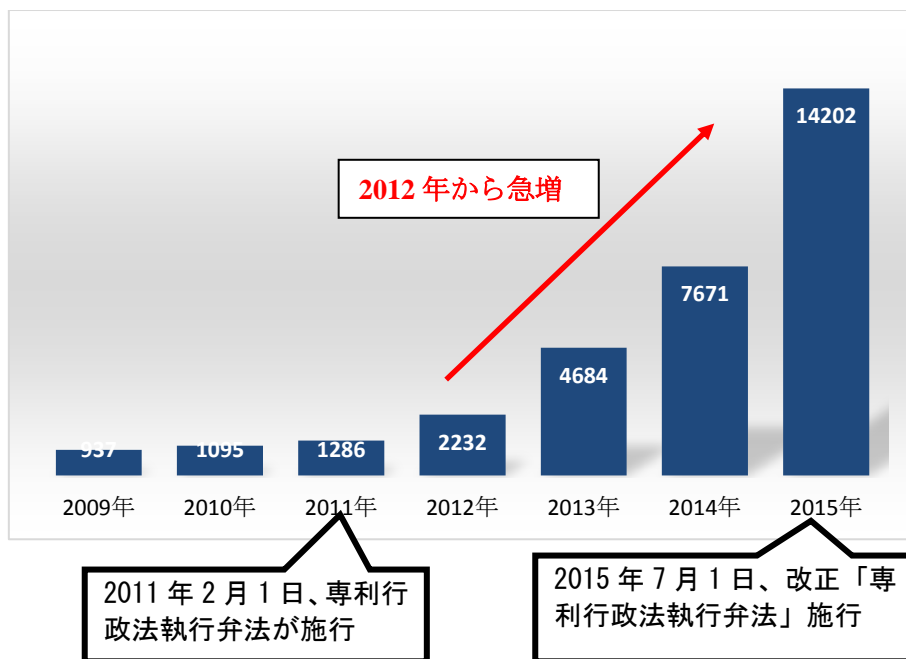
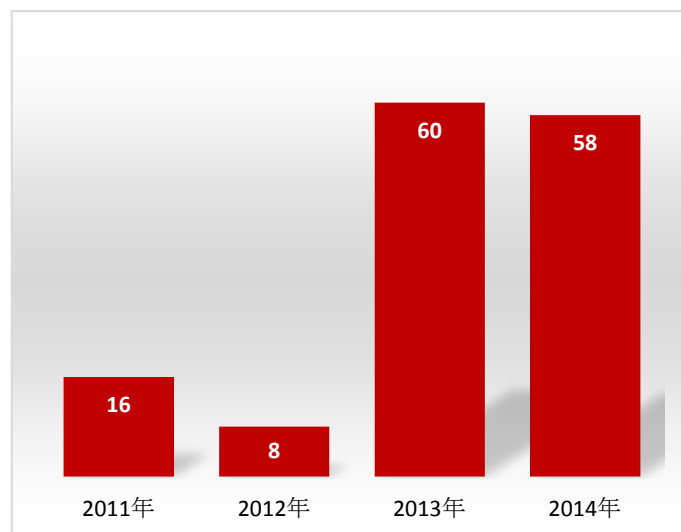


図7 日本の権利者からの申立て受理件数（単位：件）



⁶ 出典：中国知識産権保護状況白書 <http://www.sipo.gov.cn/gk/zscqbps/>
 国家知識産権ネット <http://www.sipo.gov.cn/tjxx/jianbao/year2014/h.html>
http://www.sipo.gov.cn/zscqgz/2016/201601/t20160118_1230431.html

・図7 日本権利者からの申立て受理件数-国家知識産権ネット：
 2011年データ：<http://www.sipo.gov.cn/tjxx/jianbao/year2011/h/h3.html>
 2012年データ：<http://www.sipo.gov.cn/tjxx/jianbao/year2012/h/h3.html>
 2013年データ：<http://www.sipo.gov.cn/tjxx/jianbao/year2013/h/h3.html>
 2014年データ：<http://www.sipo.gov.cn/tjxx/jianbao/year2014/h/h3.html>

E. 専利行政取締り件数⁷・・・2014年度権利者国籍別内訳

権利者国籍別内訳データによると、案件発生 の 主要外国権利者の国籍はドイツ、米国、日本、英国と韓国である。

図8 中国内外案件数の割合（単位：件）

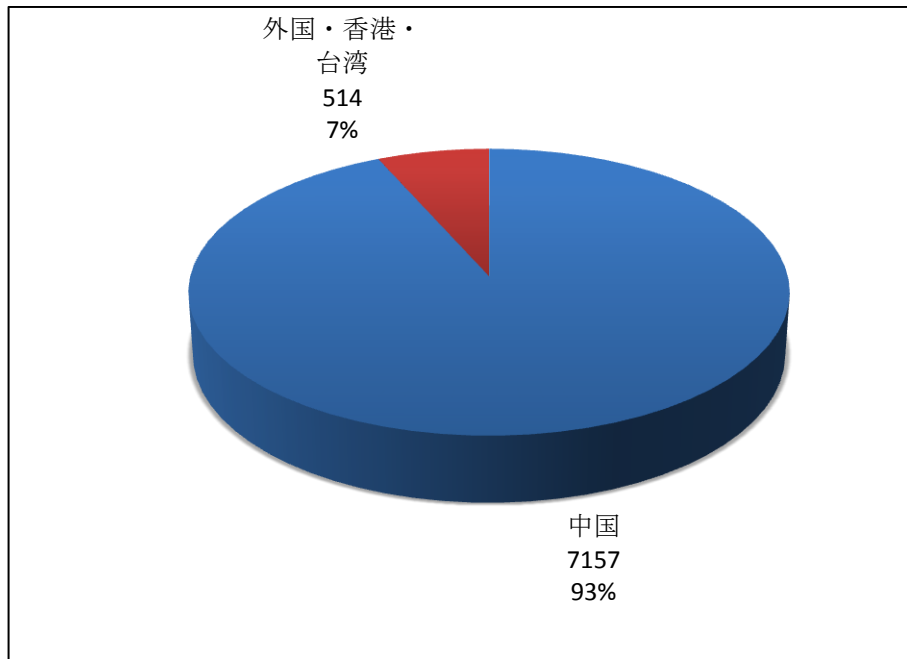
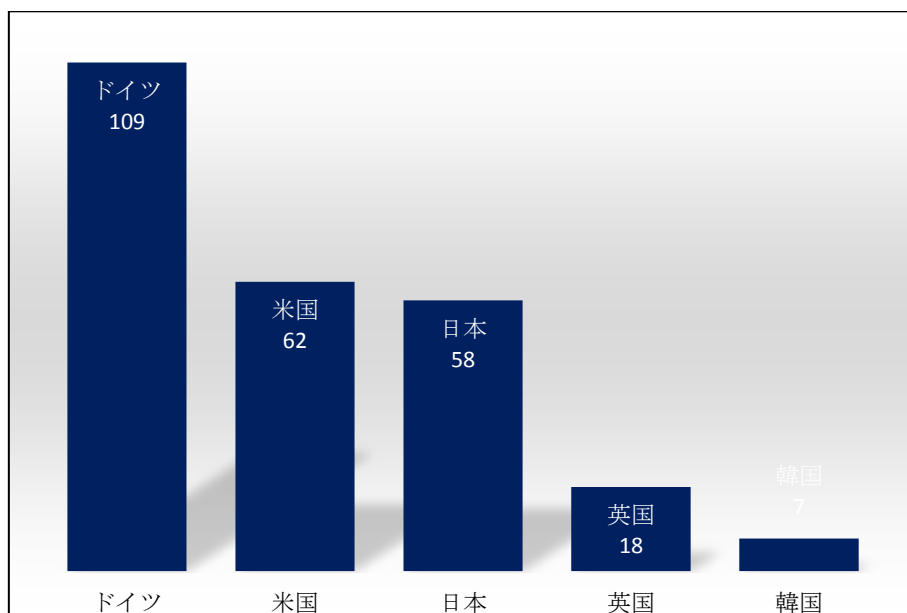


図9 主要国の案件数（単位：件）

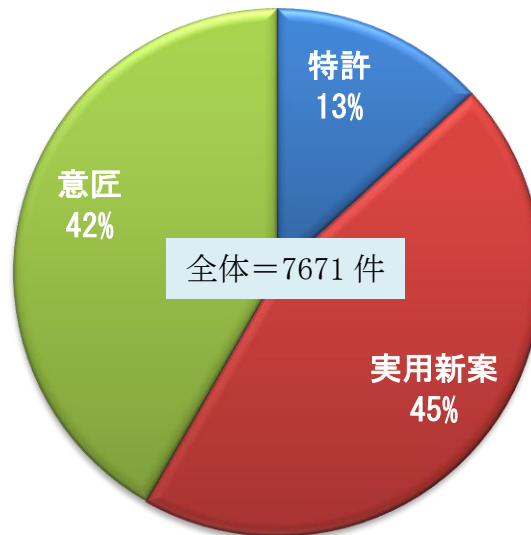


⁷ 出典：中国知識産権保護状況白書 <http://www.sipo.gov.cn/gk/zscqbps/>
国家知識産権ネット <http://www.sipo.gov.cn/tjxx/jianbao/year2014/h/h3.html>

F. 専利行政取締り件数⁸・・・2014年度専利類型別件数

図9が示したとおり、案件の類型は意匠と実用新案に集中している。

図10 2014年全国知識産権局の受理件数



⁸ 出典：

国家知識産権ネット <http://www.sipo.gov.cn/tjxx/jianbao/year2014/h/h2.html>

・受理件数内訳：特許 1010 件、実用新案 3461 件、意匠権：3200 件

2 専利行政取締りの重要性

これらのデータにより、専利権侵害行政取締り案件数が 2012 年から毎年急増していることが分かる。したがって、専利行政取締りが今後も重要視されると思われる。

中国における専利権侵害の対応方法は以下のとおりであり、「双軌制」が存在する。

救済方法	機 関	処理方法	侵害差し止め	賠償
司法救済	人民法院	判決	○	○
		和解	○	○
行政取締り	知識産権局（IPO）	処理	○	×
		調停	○	△

行政取締りは知識産権局を通して行い、最終的に知識産権局より「処理」されるか、あるいは知識産権局の調停により侵害業者と和解するかになる。

処理の場合、知識産権局は処理決定書を発行し、侵害業者に侵害行為の停止を命じる。

調停の場合、侵害停止などの内容を含めた誓約条件をあらかじめ設定し、侵害業者と和解合意書を締結させる。そして、知識産権局は行政調停書を発行する。この場合、侵害業者に賠償金を求めることも可能であるが、達成できるかは交渉次第である。

典型的な事例として、以下の日本企業関連案件がある。

処理方法	案件	侵害品	処理結果
処理	江蘇省における二輪車意匠権侵害案件	二輪車	知識産権局は処理決定書を発行し、侵害業者に二輪車意匠権侵害品の製造・販売・展示会出品・ウェブサイト写真掲載行為の停止を命じた。
調停	浙江省における制御機器意匠権侵害案件	制御機器	侵害品の製造・販売・展示会出品の停止、賠償金 2 万元などの条件を設定し、侵害業者に和解合意書を締結させた。そして、知識産権局は行政調停書を発行した。

なお、事例詳細は第四章の 2 に詳細を記載している。

専利行政取締りが注目されている要因は、主には以下のとおりである。

- ① 模倣対策の重心が「商標」から「専利」へ移行しつつあることが統計上、明らかであること
- ② 司法より所要期間が短く、専利権の限られた権利存続期間内で効果的に活用できること
- ③ 訴訟に比べて費用がやすく対応できるため、手軽に対応できること
- ④ 専利行政法執行弁法の施行や改正専利行政法執行弁法の施行により、法整備がなされつつあること
- ⑤ 毎年案件数が急増していることにより、専利行政部門の専門性が向上していること
- ⑥ 専利行政部門の権限の拡充傾向

また、専利権の保護を強化するため、国家知識産権局は2012年8月、意見を募集し、2015年4月1日に「中華人民共和国専利法改正草案（意見募集稿）」を公布した。これにより、将来的に知識産権局の以下の処理権限が強化される可能性がある。

- ・「損害賠償を命じる」権限
- ・不正な目的を有する侵害の場合は「懲罰的な賠償金」を命じる権限
- ・不正な目的を有する侵害、再犯の場合は「侵害品押収」「罰金」を科す権限

■ 専利法改正草案（意見募集稿）

主な修正と追加内容を以下のとおりまとめた。

	修正と追加内容	説明
1	意匠権保護期間の延長	従来10年から15年に延長。
2	県レベル地方政府の専利行政部門の権限を強化	管轄区域で専利行政執法を実施し、専利権侵害行為および専利詐称行為を取り締ることができる。
3	専利行政部門の執法権限を強化	集団による権利侵害行為、権利侵害行為の再犯などを取り締ることが可能。行政機関は一部の専利権侵害案件の取締につき、権利者の申立てがなくとも行うことができるようになった。
4	専利行政部門の専利権侵害案件の調査手段を明確化	侵害者に尋問と現場査察を行うことができる。関係のある契約書、領収書、帳簿などの書類を閲覧、複写すること、関係のあ

		る商品を査察することが可能。市場秩序を乱し、意図的に専利権を侵害する商品であると証明できる場合は、その商品を封緘・押収することができる。
5	専利権侵害品および専利権侵害品の製造設備、部品などの処分強化	専利行政部門が専利権を侵害すると断定した場合、侵害品、侵害品の製造設備、道具、部品、金型などを没収・廃棄することができる。
6	故意に市場秩序を乱す行為の取締を強化	団体による専利権侵害行為、専利権侵害行為の再犯などの市場秩序を乱す者に対し、執行部門は不法経営額が5万元以上である場合、不法経営額の1～5倍の罰金を科することができる。不法経営額がゼロ、あるいは5万元以下である場合、執行部門は25万元以下の罰金を科することが可能。
7	専利行政調停の効力強化	専利行政部門は権利者の請求に基づいて、権利侵害による損害賠償金を調停し、調停協定は裁判所の確認を得てから効力を生ずる。どちらか一方の当事者が履行を拒絶、あるいは一部を履行しない場合、もう一方の当事者は裁判所に強制執行を申立てることができる。
8	故意侵害行為に対し、懲罰的な賠償金制度を採用	裁判所は故意侵害行為の状況、もたらした影響、結果などを考慮し、①権利者の損失、②侵害者の不法経営額、③専利のライセンス料のいずれかの2～3倍の懲罰的な賠償金を命じることができる。なお、①～③のいずれも確定できない場合、裁判所は300万元の範囲内で賠償金を決めることができる。
9	立証の規定を具体化し、立証困難問題の解決を図る	専利権侵害の訴訟において、権利者が立証に尽力したにもかかわらず、侵害者が所有の権利侵害に関わる帳簿、書類などの開示を拒否した場合、裁判所は権利者による主張および証拠を参考として、賠償金額を決定することができる。
10	権利者の立証責任の明確化	特別な事情によって、素早く審理または処理を進めなければならない場合を除き、実用新案および意匠権の権利者は行政執法部門および裁判所に専利権評価報告を証拠として、提出しなければならない。
11	インターネット上における	・インターネットサービス提供者が専利権

	侵害行為についての処理規定を追加	<p>を侵害したことを知り、または知り得るべきにもかかわらず、速やかに権利侵害製品のリンクを削除、遮断、解除するなどの必要な措置を施さない場合、インターネットサービスの利用者と連帯責任を負わなければならない。</p> <p>・権利者の正当請求を受けたにもかかわらず、速やかに対応しなかった場合は、被害の拡大した部分について、連帯責任を負わなければならない。</p>
--	------------------	--

第二章 専利行政取締りに関する法的根拠

1 専利行政取締りとは

専利行政取締りとは、政府行政部門を通して権利保護を得る手段のことである。

1984年に公布された専利法には「権利者は権利侵害を受けた場合、裁判所に訴えを提起、あるいは専利行政部門に処理を請求することができる」と規定している。前述のとおり、中国では司法救済と行政取締りの「双軌制」救済システムが設けられており、権利者は状況により救済方法を選ぶことができる。

行政取締りシステムが設けられた背景と理由は以下のとおりである。

①. 中国特有な文化と習慣からできたものであること

中国は昔から、国が強い行政権力を持っており、行政保護なる概念が代々の中国人に影響している。そのため、現代社会でも、権利侵害を受けた場合、多くの人々は第一に政府に問題解決を求める。

②. 行政取締りが一定の優位性を持っていること

専利行政部門行政取締りは司法救済よりかかる費用が少なく、対応期間も短いからである。多くの省の専利行政執法部門が専利権侵害紛争を処理する際、費用を徴収しない。司法救済と比べて行政取締りは必要とする費用が少ない。また、国家知識産権局が公布した「専利行政法執行弁法」には、専利権侵害紛争の処理期限は5ヶ月前後と規定している。これに対し、司法救済は速くとも6～12ヶ月かかる場合が多いため、行政取締りは権利者にとって使いやすく、かつ効率的な手段である。

中国の専利行政部門は専利権侵害紛争の処理だけではなく、専利の方向付け、助成政策、企業の知財保護意識の向上にも係わるため、実務からの経験は政策、法規などの制定に役立つ。

2 主要法規

専利行政取締りに関する法律はおもに以下のものがある。



このなかで主要法規の概要を以下のとおりまとめた。

①. 中華人民共和國專利法

60条 専利権者の許諾を受けずにその特許を実施する、すなわちその専利権を侵害して、紛争が生じた場合には、当事者が協議により解決する。協議を望まない場合又は合意することができなかつた場合、専利権者または利害関係者は人民法院に訴えを提起すること、或いは専利事務管理部門に処理を求めることができる。専利事務管理部門が処理する状況においては、権利侵害行為が成立すると認められた場合、権利侵害者に権利侵害行為を即時に停止するよう命ずることができる。当事者が不服の場合、処理通知を受領した日から15日以内に、中華人民共和國行政訴訟法に基づいて人民法院に訴えを提起することができる。権利侵害者が期限を過ぎても訴えを提起せず、権利侵害行為も停止しない場合、専利事務管理部門は人民法院に強制執行を申請することができる。処理を行う専利事務管理部門は、当事者の請求に基づき、専利権侵害の賠償金額について調停を行うことができ、調停が成立しなかつた場合、当事者は、中華人民共和國民事訴訟法に基づいて人民法院に訴訟を提起することができる。

②. 中華人民共和国専利法実施細則

79条 専利法と本細則にいう専利業務を管理する部門とは、省、自治区、直轄市人民政府および専利管理作業の量が多く、処理能力を有する、区が設けられる市の人民政府が設立した専利業務を管理する部門を指す。

80条 国務院特許行政部門は、専利権侵害紛争の処理、専利詐称行為への取締り、専利紛争の調停について専利業務を管理する部門に対し業務指導を行わなければならない。

81条 当事者が専利権侵害紛争の処理又は専利紛争の調停を求める場合、被請求人の所在地または権利侵害行為発生地の特許業務を管理する部門が管轄する。

2つ以上の専利業務を管理する部門が専利紛争の管轄権を有する場合、当事者はそのうちひとつの専利業務を管理する部門に請求することができる。当事者が2つ以上の管轄権を有する特許業務を管理する部門に請求した場合、最も早く受理した特許業務を管理する部門が管轄する。

専利業務を管理する部門で管轄権について争議が発生した場合、その共通の上級人民政府の特許業務を管理する部門が管轄を指定する。共通の上級人民政府の特許業務を管理する部門がない場合は、国務院専利行政部門が管轄を指定する。

82条 専利権侵害紛争の処理過程において、被請求人が無効宣告請求を提出し、かつ専利複審委員会に受理された場合、専利業務を管理する部門に処理の中止を求めることができる。

専利業務を管理する部門は、被請求人の提出した中止の理由が明らかに成立しないと考える場合は、処理を中止しなくてもよい。

③. 専利行政法執行弁法

専利業務管理部門が専利権侵害紛争の処理、専利紛争の調停及び専利詐称行為の取締りといった専利行政法執行を行う場合に、本弁法を適用する。

6条 専利業務管理部門は当地の実情に基づいて、市、県クラスの人民政府が設立した実際の処理能力をもつ専利業務管理部門に、専利詐称行為の取締り、専利紛争の調停を委託することができる。

④. 各地方条例

上記の法律法規以外に、地方の立法機関は管轄区域の専利管理、専利保護に適用する地方法規を制定している。例：浙江省専利条例、上海市専利保護条例、広東省専利条例などが挙げられる。

3 管轄

上述のとおり、専利法実施細則81条と専利行政法執行弁法6条の規定により、専利行政取締りの管轄は以下の専利部門により管轄されていることがわかる。

- ①被請求人の所在地または権利侵害行為発生地 of 専利業務を管理する部門
- ②市、県クラスの人民政府が設立した実際の処理能力をもつ専利業務管理部門

実務上では、省や市の知識産権局に侵害処理を申立てる場合が多い。例えば浙江省知識産権局、広州市知識産権局などである。

4 知識産権局の調査権限

知識産権局の調査権限は以下のとおり。

- ①. 侵害業者の契約書や帳簿等の関連文書を閲覧、複製
- ②. 事情聴取
- ③. 測量や写真撮影、映像撮影等の方法で実地調査
- ④. 現場での実施を命じる（製造方法等の場合）
- ⑤. サンプル採集

なお、現行法では原則として疑義品の差押えは行わない

ただし、サンプル採集が困難、かつ今後取得が困難の場合にのみ登記・保存（封印）を認めるが、7日以内に開封する必要がある（専利行政法執行弁法の弁法40条）。法的根拠は以下のとおり。

■ 専利行政法執行弁法

38条 専利業務管理部門は証拠を調査、収集するとき、案件と関連のある契約や帳簿等の関連文書を閲覧、複製することができる。当事者と証人に事情をヒヤリングできる。測量や写真撮影、映像撮影等の方法で実地調査を行うことができる。製造方法に関する専利権侵害嫌疑がある場合、専利業務管理部門は被調査者に現場実演を命じることができる。

39条 専利業務管理部門が証拠を調査、収集するとき、サンプリング法を採用することができる。

40条 証拠が消滅する可能性があり、又は今後取得するのが難しくなり、か

つサンプリング法により調査・証拠を集めることができない場合、専利業務管理部門は登記・保存し、かつ7日以内に決定を出すようにすることができる。

また、地方の条例により、担保金を積めば差押えを実施できる可能性がある。

5 知識産権局の処罰権限

知識産権局の処罰権限は以下のとおり。

- ①. 専利権侵害品製造行為の差止めを命じること
- ②. 専用設備、金型の廃棄を命じること
- ③. 権利侵害製品の廃棄を命じること
- ④. 販売許諾行為の差止めを命じること
- ⑤. 展示会からの撤去を命じること
- ⑥. 輸入行為の差止めを命じること
- ⑦. 履行されない場合、裁判所に強制執行の申立て
- ⑧. 電子商取引Cプラットフォームの運営者に侵害サイトの削除、遮断を命じること

なお、原則として罰金を科すことができないが、一部の地方法規には再犯の場合に罰金を科すとの規定がある。例えば：

広東省専利条例54条	同一専利権について再犯した場合、違法所得の没収に加えて、違法所得の1～5倍の罰金を科すことができる
北京市専利保護と促進条例47条	同一専利権について再犯した場合、違法所得の没収に加えて、2～10万元の罰金を科すことができる
重慶、天津、福建、浙江などでも同種の条例がある。	

第三章 専利行政取締りの実務手続き

1 申立ての要件

専利行政執法弁法10条の規定によると、専利行政取締り申立ての主な要件は以下のとおり。

- ①. 申立人は専利権者または利害関係者であること
 - ②. 明確な被請求者があること
 - ③. 裁判所に訴えを提起していないこと
- 法的根拠は以下のとおり。

■ 専利行政法執行弁法

10条 専利業務管理部門に専利権侵害紛争の処理を申立てる場合、以下の要件を充足しなければならない。

- (一) 申立人は**専利権者**また**利害関係者**であること
→利害関係者は、被許諾者、専利権者の合法的継承者を含む
- (二) 被申立人が明らかであること
- (三) 明確な申立内容と具体的な事実および理由があること
- (四) 案件を受理する専利業務管理部門の案件受理および**管轄範囲**に属すること
- (五) 当事者が当該専利権侵害紛争について裁判所に**訴えを提起していないこと**

2 必要書類

専利行政執法弁法の規定によると、専利行政取締りを申立てる際に必要な書類は以下のとおり。

種類	必要な書類	備考
①. 申立書類	申立書	知識産権局に提出。
②. 委任状	企業登記簿謄本	企業登記簿謄本は現在事項全部説明書のこと。これら書類は公証・認証の手続きおよび中国語訳が必要。
	代表者の身分証明書	
	代理人への委任状	
③. 権利有効性証明	専利証書	原本が必要。
	専利料年間納付領収書	

	専利登記副本	国家知識産権局発行のもので、発行には約2週間必要。
	専利権評価報告	<ul style="list-style-type: none"> ・申請日または優先権日が2009年10月1日以前の実用新案権については、国家知識産権局より取得できる。 ・申請日または優先日が2009年10月1日以前の特許権については、中国専利信息中心などの民間評価機構より取得できる。 ・無効審判の請求がなされても、専利復審委員会が有効と審決し、かつ専利復審委員の審決が裁判所に取消されなかった実用新案権、特許権については、専利復審委員の審決証明を証拠として利用可能。
④. その他	専利実施許諾契約書	請求人が利害関係者である場合は、専利実施許諾契約書の提出が必要。使用目的は、請求人と権利者との関係を証明するため。

法的根拠は以下のとおり。

■ 専利行政法執行弁法

11条 専利業務管理部門に専利権侵害紛争の処理を請求する場合、請求書及び下記の証明資料を提出しなければならない。

(一) 主体資格証明。即ち個人の場合は、住民身分証明書又はその他の有効身分証明書を、団体の場合は、有効な営業許可証又はその他の主体資格証明書の副本及び法定代表者又は主要責任者の身分証明書を提出しなければならない。

(二) 専利権有効証明。即ち専利原簿の副本、又は専利証書とその年の専利料納付領収書。

専利権侵害紛争が実用新案又は特許に係わる場合、専利業務管理部門は請求者に対して国家知識産権局が発行した専利権評価報告(実用新案検索報告)の提出を求めることができる。

請求者は被請求者の人数に応じて請求書の副本及び関連証拠を提出しなければならない。

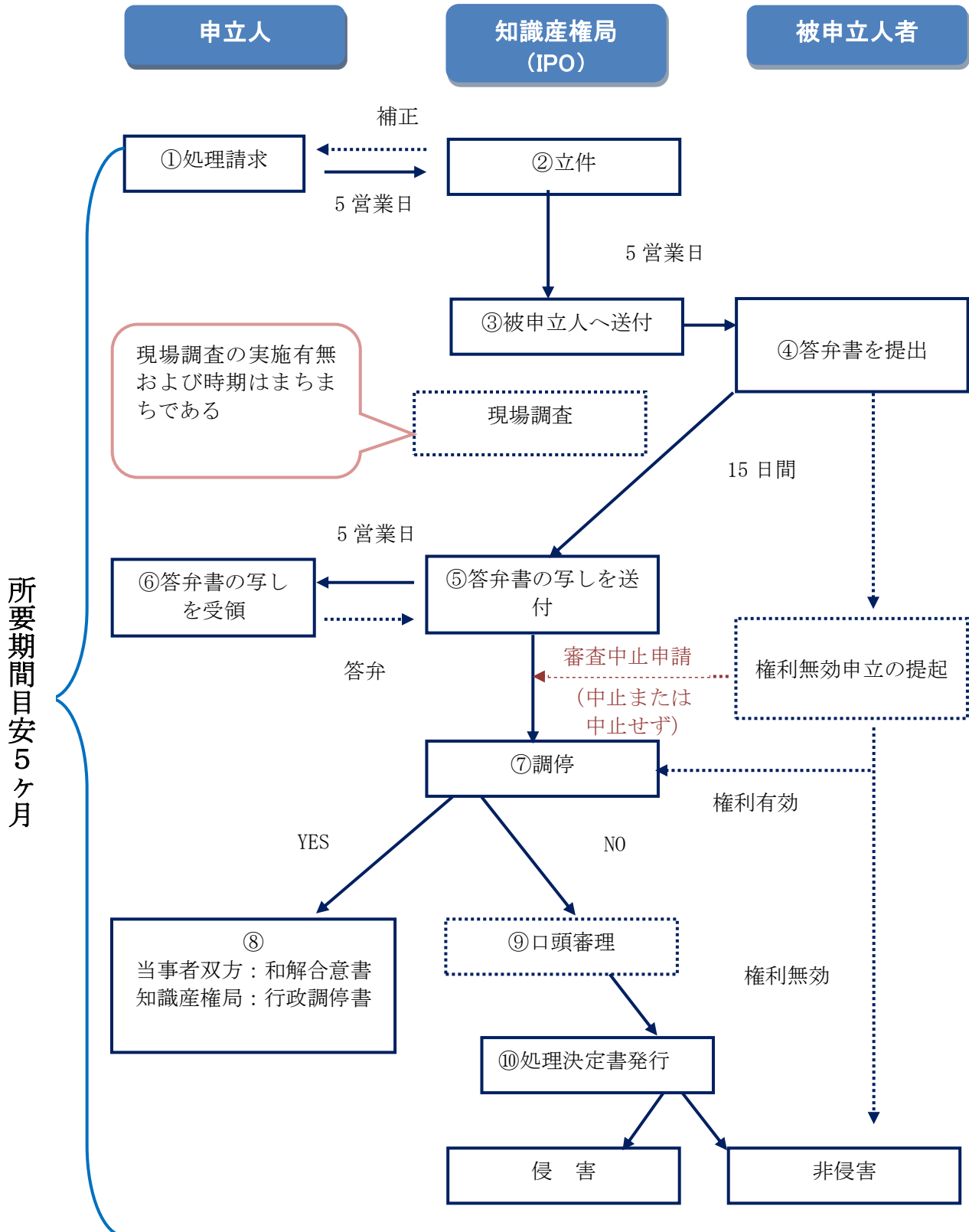
3 証拠収集の要点

専利行政取締りを行うためには証拠の収集が不可欠である。必要な証拠はおもに侵害品の証拠と疑義者との関連性の証拠に分けられる。詳細は以下のとおり。

証拠の種類	具体的な証拠例
1. 侵害品の証拠	①. 侵害品のサンプル公証購入 ②. 侵害品のウェブサイトの公証 ③. 十分に比較するための写真入手
2. 侵害者との関連性の証拠	④. 領収書 ⑤. カタログ ⑥. 侵害品に使用されている商標の登録情報 ⑦. ドメイン名の登録情報 ⑧. 複数業者に関わる場合は、各業者の企業登記情報 ⑨. 権利者の過去における同一権利の取締り実績 ⑩. 被疑者の再犯記録
<p>【備考】</p> <p>①については、特許権の場合は事前に商品分解作業およびその公証を行うことが望ましい。</p> <p>③については侵害非侵害の識別に使えるほどの解像度が高い写真が必要。</p> <p>⑥については、侵害品の本体、包装、関連広告に使用された商標の登録情報から、侵害品と商標登録者の関連性を有すること証明できた場合、証拠として提出。</p> <p>⑦については、侵害品展示のウェブサイトのドメイン名登録情報から侵害品とドメイン名登録者の関連性を有すること証明できる場合、証拠として提出。</p> <p>⑧については、複数の業者が同一案件に関係している場合、これら業者の工商登記情報から、出資者、法定代表者間の関連性を有すると証明できる場合は証拠として提出。</p> <p>⑨については、権利者が過去、同一権利についての取締り実績がある場合、その実績を行政機関に開示し、行政機関の参考とする。</p> <p>⑩については侵害者の再犯記録（同一権利の侵害）がある場合、行政機関に再犯証拠（過去の申立記録、判決書、調停書など）を提供し、行政機関が迅速な判断を下すのに役立つ。</p>	

4 案件処理の流れと所要期間

案件処理の流れと所要期間は以下のとおり。



所要期間について、「弁法」によると、申立受理から案件終了までの知識産権局の処理期間は5ヶ月とされている。ただ、実際はもっとかかる場合がある。また、権利無効請求の提起を伴う場合は、1～2年かかる場合もある。

5 必要な費用

専利行政取締りに必要な費用は権利の種類により、1件につき数万元から10数万元かかる。それらは証拠の取得や弁護士費用など以下の項目を含む。

①. 費用の目安

- ・ 意匠権、実用新案権・・・数万元／件
- ・ 特許権・・・10数万元／件

②. 内訳

費用項目	説明
A. 公証費	約1万元前後。侵害品のサンプル公証購入、ウェブサイト公証作業などにかかる費用。
B. 専利権評価報告	数千元。国家知識産権局、中国専利信息中心などから専利有効性に関する報告書を取得する作業。
C. 弁護士費用	数万元。案件情報の整理、申立書と商品類否比較資料の作成、証拠の整理、知識産権局への申立て、現場調査同行、侵害者との交渉、答弁、調停書作成など。
D. 技術鑑定費	数万元。この費用は発明特許の場合に必要となる。製品を分解し、専門的な鑑定機関により鑑定する作業。
E. 知識産権局の案件受理費と現場調査費	数千元。徴収しないところもある。
F. 交通費・宿泊費、翻訳費	数千元。
G. 倉庫料、保管費	数千元。侵害品が大型製品である場合、倉庫を使う場合がある。その際に倉庫料と保管費がかかる。

[執筆協力]
上海博邦知識産権服務有限公司

[発行]
ジェトロ東京本部 知的財産課
TEL: 03-3582-5198
FAX: 03-3585-7289
ジェトロ上海事務所 知識産権部
TEL: +86-21-6270-0489
FAX: +86-21-6270-0499

2016年8月発行 禁無断転載

【免責条項】

本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートの記載内容に関連して生じた直接的、間接的、あるいは懲罰的損害及び利益の喪失については一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。これは、たとえジェトロがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

なお、本レポートはジェトロが発行時点に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる可能性があります。また、掲載した情報・コメントは著者及びジェトロの判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではないことを予めお断りします。